

2-1 課税状況

(1) 本年分の課税状況

区分	人員	総所得金額等	申告納税額等	所		
				営業等所得者		
				人員	総所得金額等	申告納税額
	人	千円	千円	人	千円	千円
確定申告	987,747	5,081,953,359	294,051,320	271,111	980,010,179	62,051,597
修正申告	705	4,090,767	184,896	67	298,173	21,182
決定・増額更正	1	1,331	2	—	—	—
減額更正	△ 1	△ 12,317	△ 31,470	△ 1	△ 2,016	△ 25
更正請求	△ 1	△ 27,062	△ 4,183	—	—	—
異議申立決定等	—	—	—	—	—	—
計	※実 988,451	※5,086,006,078	※ 294,200,565	※実271,177	※980,306,336	※ 62,072,753
法第103条による税額	4,291	—	1,392,055			
合計	992,742	—	295,592,620			
過少申告加算税	内1 1	—	34			
無申告加算税	内16 16	—	1,268			
重加算税	—	—	—			
納税額総計	—	—	※ 295,593,922			

調査対象等：平成13年分の申告所得税について、平成14年3月31日現在で申告所得税がある者の申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示した。

用語の説明：1 **更正請求**とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

2 **法第103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

3 **加算税**とは、法定申告期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税 … 期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税 …… 申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税 …………… 所得の計算において事実を隠ぺい又は偽装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 加算税の「人員」欄は、延人員を掲げ、加算税の全額について異動を生じたものを内書した。

得者別内訳					
農業所得者			その他の所得者		
人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額
人	千円	千円	人	千円	千円
21,964	75,266,316	3,040,608	694,672	4,026,676,864	228,959,115
12	60,982	5,046	626	3,731,611	158,669
—	—	—	1	1,331	2
—	—	—	—	△ 10,301	△ 31,445
—	△ 2,700	△ 445	△ 1	△ 24,362	△ 3,738
—	—	—	—	—	—
※実21,976	※ 75,324,598	※ 3,045,209	※実695,298	※4,030,375,144	※229,082,603

(2) 既往年分の課税状況

区分	平成12年分			平成11年以前分			計		
	人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理による増減差額	内 27,990 56,404	162,902,559	8,494,955	内 6,939 19,469	93,299,464	6,660,546	内 34,929 75,873	256,202,023	15,155,501
加算税の増減差額	過少申告加算税 内 11,610 11,634	—	363,987	内 7,693 7,766	—	416,445	内 19,303 19,400	—	780,432
	無申告加算税 内 10,465 10,508	—	304,383	内 3,581 3,608	—	198,603	内 14,046 14,116	—	502,985
	重加算税 内 485 489	—	183,970	内 1,451 1,460	—	530,868	内 1,936 1,949	—	714,838
計	内 22,560 22,631	—	852,340	内 12,725 12,834	—	1,145,916	内 35,285 35,465	—	1,998,255
合計	—	—	9,347,295	—	—	7,806,461	—	—	17,153,756

調査対象等：平成12年分以前の申告納税額がある者について、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示した。

(注) 申告又は処理による増減差額及び加算税の増減差額のそれぞれの「人員」欄は、それぞれ延人員を掲げ、本税又は加算税の全額について異動を生じたものを内書した。